

大川小学校事故検証委員会設置要綱

平成24年12月28日

大川小学校事故検証委員会事務局
株式会社 社会安全研究所

(趣旨)

第1条 東日本大震災の津波により多数の犠牲が出た石巻市立大川小学校(以下「本件学校」という。)の事故に関して、公正中立かつ客観的な検証を行うため、第三者による大川小学校事故検証委員会(以下「検証委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検証委員会は、石巻市と検証委員会事務局との委託契約に基づき、次に掲げる事項について調査・検証する。

- (1) 本件学校の置かれていた環境、地域の状況及び事故前の本件学校・石巻市教育委員会等の防災に係る取組状況
- (2) 事故発生時の本件学校の教職員及び児童等の避難行動
- (3) 今後の学校防災に関する提言

(組織)

第3条 検証委員会の下に、作業チームを設ける。

- 2 作業チームは、検証委員会の指示により、検証委員会の行う検証を補助し、必要に応じ、随時検証委員会に報告する。

(検証委員会の公正性・中立性)

第4条 検証委員会は、石巻市・石巻市教育委員会から独立して、検証の方針を決定し、公正中立に検証する。

- 2 検証委員会は、文部科学省及び宮城県教育委員会の指導・監視の下に業務を遂行する。

(委員及び調査委員)

第5条 検証委員会は、委員及び調査委員で構成し、このうち調査委員は作業チームにおける調査・分析等の作業に従事する。

- 2 委員及び調査委員は、別紙のとおり、本件検証に必要な学識経験その他専門性を有する者により構成する。
- 3 委員及び調査委員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

(委員長及び主査)

第6条 検証委員会に委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、検証委員会の事務を総理し、検証委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があったとき、又は委員長が欠けたときは、委員の互選により委員長代行者を定める。
- 4 作業チームに主査を置く。

(会議)

第7条 検証委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 委員長は、審議上必要があると認めるときは、委員及び調査委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 検証委員会の議事は、原則として出席する委員全員の一致により決するものとする。ただし、出席する委員全員の一致が見られない場合にあっては、委員長の裁断により、その過半数によって決することができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、委員長が会議に諮って必要と認めた場合は、非公開とすることができる。
- 6 会議において配布した資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正中立な検証に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、委員長が会議に諮って資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 7 検証委員会は、会議の議事概要を作成し、公表する。ただし、公表することにより公正中立な検証に支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、委員長が会議に諮って議事概要の全部又は一部を非公表とすることができる。

(調査)

第8条 検証委員会は、第2条各号に掲げる所掌事務を遂行するため自ら調査・分析するほか、必要な範囲で、次に掲げる方法により調査を行うものとする。

- (1) 石巻市・石巻市教育委員会及び本件学校の教職員(過去にその職にあった者を含む。)並びに本件学校の児童(卒業生を含む。)及びその保護者その他関係機関、住民等(以下「調査対象者」という。)から事実関係や意見等に関する陳述、説明等を求めること。
- (2) 調査対象者に対して、文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求めるほか、関係資料の確認、説明を求めること。
- (3) 関係団体に照会して必要な事項の報告及び協力を求めること。
- (4) 前三号に定めるもののほか、所掌事務を遂行するために必要となる協力を調

査対象者又は公私の専門的機関に対して求めること。

- 2 検証委員会は、前項の調査を行うに当たり、調査対象者が未成年者であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、適切な措置を講じなければならない。

(関係者等からの意見聴取)

第9条 検証委員会は、検証を終える前に、本件事故の関係者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

- 2 検証委員会は、検証を終える前に、公聴会を開き、学識経験のある者から、本件事故に関して意見を聴くことができる。

(報告及び公表)

第10条 検証委員会は、所掌事務に係る検証を終えたときは、報告書（以下「本件報告書」という。）を作成し、石巻市に報告するとともに公表する。

- 2 検証委員会は、所掌事務についての結論及びその結論を導く根拠となった資料並びにこれらの資料により結論を導くに至った判断過程を、本件報告書にできる限り詳細かつ明確に記載するものとする。

(遺族への説明)

第11条 検証委員会は、遺族に対して検証の実施状況及び本件報告書について説明する機会を設ける。

(事務局)

第12条 検証委員会の事務局は、株式会社社会安全研究所に置く。

(守秘義務)

第13条 委員及び調査委員は、検証委員会の検証、会議等の活動に関連して知り、又は知り得た情報について秘密を漏洩してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、検証委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が検証委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

委員名簿

〈検証委員会委員〉

氏名	役職
数見隆生	東北福祉大学総合福祉学部社会教育学科教授
佐藤健宗	弁護士、鉄道安全推進会議(TASK)事務局長、 関西大学社会安全学部客員教授
首藤伸夫	東北大学名誉教授
芳賀繁	立教大学現代心理学部心理学科教授
美谷島邦子	8.12連絡会事務局長
室崎益輝	関西学院大学総合政策学部都市政策学科教授・災害復興制度研究所長、神戸大学名誉教授

〈検証委員会作業チーム調査委員〉

氏名	役職
大橋智樹	宮城学院女子大学学芸学部心理行動科学科 学科長・教授
佐藤美砂	弁護士、公益財団法人日弁連交通事故相談センター理事、 宮城地方最低賃金審議会公益委員
翠川洋	弁護士、東北大学法科大学院非常勤講師、 公益社団法人みやぎ被害者支援センター理事
南哲	神戸大学名誉教授